

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2017-29756(P2017-29756A)

【公開日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-006

【出願番号】特願2016-183584(P2016-183584)

【国際特許分類】

A 6 1 J 3/00 (2006.01)

B 6 5 B 69/00 (2006.01)

B 6 5 B 1/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 J 3/00 3 1 0 F

A 6 1 J 3/00 3 1 0 E

B 6 5 B 69/00 A

A 6 1 J 3/00 3 1 0 K

B 6 5 B 1/30 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月26日(2017.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

錠剤シートを保持するシート保持部と、

前記錠剤シートを搬送する搬送手段と、

処方データに基づき、前記搬送手段により前記シート保持部から錠剤の取り出し位置に搬送された錠剤シートから錠剤を取り出す取り出し動作を行う錠剤取出し手段と、

前記搬送手段により前記錠剤シートが排出される排出路と、

前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第1の処方データに含まれる薬剤情報と、前記第1の処方データの次に前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御する制御手段と、

を備えることを特徴とする錠剤供給装置。

【請求項2】

前記制御手段は、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御する制御手段と、

タに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御することを特徴とする請求項1に記載の錠剤供給装置。

#### 【請求項3】

前記制御手段は、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートの全てを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御することを特徴とする請求項1又は2に記載の錠剤供給装置。

#### 【請求項4】

前記制御手段は、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに含まれる錠剤数の錠剤を取り出す取り出し動作が開始するまでの間に、搬送経路内に残っている錠剤シートの錠剤収容部であって前記錠剤取り出し動作が行われていない錠剤収容部、又は、前記シート保持部に保持された錠剤シートの錠剤収容部が、前記取り出し位置に配置されるように前記錠剤シートを搬送するように前記搬送手段を制御することを特徴とする請求項1乃至3の何れか1項に記載の錠剤供給装置。

#### 【請求項5】

前記錠剤取り出し手段とは異なる他の錠剤取り出し手段と、  
前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではなく、かつ、前記第2の処方データに従って、前記他の錠剤取り出し手段による取り出し動作が行われないことを条件に、前記第2の処方データを編集する操作指示を受け付ける編集受付手段と、

を更に備えることを特徴とする請求項1乃至4の何れか1項に記載の錠剤供給装置。

#### 【請求項6】

前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではなく、かつ、前記第2の処方データに従って、前記他の錠剤取り出し手段による取り出し動作が行われないことを条件に、前記第2の処方データを編集するか否かの選択を受け付ける選択受付手段を更に備え、

前記制御手段は、前記選択受付手段により、前記第2の処方データを編集しない選択を受け付けた場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記選択受付手段により、前記第2の処方データを編集する選択を受け付けた場合には、前記編集受付手段により前記第2の処方データを編集する操作指示を受け付けることを特徴とする請求項5に記載の錠剤供給装置。

#### 【請求項7】

錠剤シートを保持するシート保持部と、  
前記錠剤シートを搬送する搬送手段と、  
処方データに基づき、前記搬送手段により前記シート保持部から錠剤の取り出し位置に搬送された錠剤シートから錠剤を取り出す取り出し動作を行う錠剤取り出し手段と、

前記錠剤シートが排出される排出路と、

を備えた錠剤供給装置における錠剤供給方法であって、  
前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第1の処方データに含まれる薬剤情報と、前記第1の処方データの次に前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御する制御工程を備えることを特徴とする錠剤供給方法。

#### 【請求項 8】

錠剤シートを保持するシート保持部と、  
前記錠剤シートを搬送する搬送手段と、  
処方データに基づき、前記搬送手段により前記シート保持部から錠剤の取り出し位置に搬送された錠剤シートから錠剤を取り出す取り出し動作を行う錠剤取出し手段と、  
前記錠剤シートが排出される排出路と、  
を備えた錠剤供給装置で読み取り実行可能なプログラムであって、  
前記錠剤供給装置を、  
前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第1の処方データに含まれる薬剤情報と、前記第1の処方データの次に前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御する制御手段として機能させることを特徴とするプログラム。

#### 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の錠剤供給装置は、錠剤シートを保持するシート保持部と、前記錠剤シートを搬送する搬送手段と、処方データに基づき、前記搬送手段により前記シート保持部から錠剤の取り出し位置に搬送された錠剤シートから錠剤を取り出す取り出し動作を行う錠剤取出し手段と、前記搬送手段により前記錠剤シートが排出される排出路と、前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第1の処方データに含まれる薬剤情報と、前記第1の処方データの次に前記錠剤取出し手段で錠剤の取り出し動作を行う第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一ではない場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始するまでの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出するように前記搬送手段を制御し、また、前記第1の処方データに含まれる薬剤情報と前記第2の処方データに含まれる薬剤情報とが同一である場合には、前記第1の処方データに基づく錠剤の取り出し動作が完了してから、前記第2の処方データに基づく錠剤の取り出し動作を開始する

までの間に、前記シート保持部に保持された錠剤シートを前記排出路に排出しないように前記搬送手段を制御する制御手段と、を備えることを特徴とする。